

開発行為許可申請手数料等一覧表（H24～）

		面 積	手数料
租税特別措置法に基づく優良宅地造成認定申請手数料		以上 未満	80,000
開発行為許可申請手数料 都市計画法第29条第1項・第2項	自己居住用	～ 0.1ha	8,200
		0.1ha ～ 0.3ha	19,000
		0.3ha ～ 0.6ha	38,000
		0.6ha ～ 1.0ha	81,000
		1.0ha ～ 3.0ha	115,000
		3.0ha ～ 6.0ha	160,000
		6.0ha ～ 10.0ha	205,000
		10.0ha ～	285,000
	自己業務用	～ 0.1ha	12,000
		0.1ha ～ 0.3ha	26,000
		0.3ha ～ 0.6ha	57,000
		0.6ha ～ 1.0ha	112,000
		1.0ha ～ 3.0ha	175,000
		3.0ha ～ 6.0ha	237,000
		6.0ha ～ 10.0ha	318,000
		10.0ha ～	458,000
	非自己用	～ 0.1ha	80,000
		0.1ha ～ 0.3ha	122,000
		0.3ha ～ 0.6ha	175,000
		0.6ha ～ 1.0ha	243,000
		1.0ha ～ 3.0ha	338,000
		3.0ha ～ 6.0ha	442,000
		6.0ha ～ 10.0ha	606,000
		10.0ha ～	804,000
開発行為変更申請手数料 都市計画法第35条の2第1項	自己居住用	～ 0.1ha	820
		0.1ha ～ 0.3ha	1,900
		0.3ha ～ 0.6ha	3,800
		0.6ha ～ 1.0ha	8,100
		1.0ha ～ 3.0ha	11,500
		3.0ha ～ 6.0ha	16,000
		6.0ha ～ 10.0ha	20,500
		10.0ha ～	28,500
	自己業務用	～ 0.1ha	1,200
		0.1ha ～ 0.3ha	2,600
		0.3ha ～ 0.6ha	5,700
		0.6ha ～ 1.0ha	11,200
		1.0ha ～ 3.0ha	17,500
		3.0ha ～ 6.0ha	23,700
		6.0ha ～ 10.0ha	31,800
		10.0ha ～	45,800
	非自己用	～ 0.1ha	8,000
		0.1ha ～ 0.3ha	12,200
		0.3ha ～ 0.6ha	17,500
		0.6ha ～ 1.0ha	24,300
		1.0ha ～ 3.0ha	33,800
		3.0ha ～ 6.0ha	44,200
		6.0ha ～ 10.0ha	60,600
		10.0ha ～	80,400
その他の変更			9,500
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請 第41条第2項ただし書き（第35条の2第4項において準用する場合を含む）			42,000
予定建築物等以外の建築等許可申請 第42条第1項ただし書き			23,000
市街化調整区域内の土地における建築等許可申請 第43条第1項		～ 0.1ha	6,800
		0.1ha ～ 0.3ha	18,000
		0.3ha ～ 0.6ha	37,000
		0.6ha ～ 1.0ha	65,000
		1.0ha ～	90,000
開発許可を受けた地位の承継の承認申請 第45条	自己居住用		1,600
	自己業務用		2,600
	非自己用		16,000
開発登録簿の写しの交付 第47条第5項			450

自己用、非自己用の区分と適用される基準の範囲

	目 的
自己居住用	・自己の居住の用に供する住宅のため行うもの
自己業務用	・ホテル、旅館、結婚式場、店舗 ・工場、従業員の福利厚生施設 ・保健組合、共済組合が行う宿泊施設 ・学校法人が建設する学校 ・駐車場（時間貸しなど管理事務所のあるもの） ・観覧席を設けた野球場、庭球場、陸上競技場 ・コンクリートプラント ・アスファルトプラント ・クラッシャープラント ・危険物の貯蔵又は処理用の工作物 ・ゴルフコース ・野球場、庭球場、陸上競技場 ・遊園地、動物園、観光植物園 ・サーキット
非自己用（その他）	・分譲住宅、分譲宅地 ・賃貸住宅、社宅、公宅、公営住宅、寮 ・会社が従業員に譲渡するための住宅 ・貸店舗、貸事務所、貸倉庫 ・別荘 ・（分譲・賃貸を目的とした） ・コンクリートプラント ・アスファルトプラント ・クラッシャープラント ・危険物の貯蔵又は処理用の工作物 ・（分譲・賃貸を目的とした） ・墓園 ・ゴルフコース ・野球場、庭球場、陸上競技場 ・遊園地、動物園、観光植物園 ・サーキット

目的分類

自己居住用	自己の居住の用に供する住宅のために行うもの。 ・開発行為を施行する主体が自ら生活の本拠として使用することをいいます。
自己業務用	自己の業務の用に供するために行うもの。 ・当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることをいいます。また、分譲又は賃貸のための開発行為は該当しません。
非自己用（その他）	分譲するもの又は賃貸するものなど（自己の居住及び自己の業務以外のもの）。